

健 第 1239 号
平成28年12月16日

(公社) 岡山県医師会長 殿
(一社) 岡山県病院協会長 殿
(一社) 岡山県薬剤師会長 殿
岡山県病院薬剤師会長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

「結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進について」の
一部改正について

平素から本県の保健福祉行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

この度、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知があったのでご了知いただくとともに、貴会会員への周知についてご配慮方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の国の一部改正を踏まえ、岡山県DOTS事業実施要領の見直し等を行う予定としています。

また、岡山県結核結核診療基幹病院に対しては、別途通知しております。

本通知につきましては、岡山県保健福祉部からの医療安全情報のお知らせ
(<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>) にも掲載しております。

健 第 1 2 3 9 号
平成28年12月16日

岡山県結核診療基幹病院長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

「結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進について」の
一部改正について

平素から本県の保健福祉行政の推進にご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知があったので御了知ください。

なお、今回の国の一部改正を踏まえ、岡山県DOTS事業実施要領の見直し等を行う予定としています。

また、本通知については県医師会、県病院協会、県薬剤師会、各保健所・支所に対しても通知しておりますので申し添えます。

本通知につきましては、岡山県保健福祉部からの医療安全情報のお知らせ (<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>) にも掲載しております。



健感発 1 1 2 5 第 1 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「結核患者に対するDOTS (直接服薬確認療法) の推進について」の
一部改正について

結核に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件 (平成 28 年厚生労働省告示第 399 号) が本年 11 月 25 日に告示され、同日から適用されることに伴い、「結核患者に対するDOTS (直接服薬確認療法) の推進について」 (平成 16 年 12 月 21 日健感発第 1221001 号各都道府県・政令市・特別区衛生主管部 (局) 長宛て当職通知) を別紙のとおり改正し、同日から適用することとした。については、貴管内関係機関等に周知いただくとともに、服薬確認を軸とした患者支援のより一層の取組をお願いしたい。